	令和4年	12月31日	(年の中途	で死亡し	た方は死亡	した目)ヨ	現在、あな:	たと生計を	ーにする	配偶者(事	業専従者を	:除く)の
					の場合は下	表の控除		きます。				
				該 当 者			控	除額				
配偶者控除	配偶者			下記以外の方			33	万円				
品品工厂		<b>禺者(70</b> 点	,		年1月1日				万円			
	※ 申告者の合計所得金額が一定の範囲にある場合、減額されて適用されます。※ ()内は老人配偶者の適用の場合合計所得金額が①900万円まで…減額なし②950万円まで…22万円(26万円)③1,000万円まで…11万円(13万円)④1,000万円超…控除額の適用はありませんが、同一生計配偶者として申告できます。同一生計配偶者が障害者手帳等を所有している場合、障害者控除が適用できます。											
	あなたの前年中の合計所得金額が1,000万円以下で、配偶者(事業専従者である場合を除く)の前年中の合計所得金額が48万円超133万円以下の場合は、下表の控除額を控除できます。											
							配偶:	者の合計所得	骨金額			
配偶者 特別控除				48万円超 100万円以下	100万円超 105万円以下	105万円超 110万円以下	110万円超 115万円以下		120万円超 125万円以下	125万円超 130万円以下	130万円超 133万円以下	133万円超
付別经际	申告者の	900万円以	下	33万円	31万円	26万円	21万円	16万円	11万円	6万円	3万円	0万円
		900万円超950		22万円	21万円	18万円	14万円	11万円	8万円	4万円	2万円	0万円
		950万円超1,0		11万円	11万円	9万円	7万円	6万円	4万円	2万円	1万円	0万円
					た方は死亡 の場合は、							
	扶養	控除				Ż	象者				控除額	į
扶養控除	一般扶養			成16年1月2日~平成19年1月1日に生まれた方 和28年1月2日~平成12年1月1日に生まれた方						33万円	]	
	特定扶養 平成1		平成12	12年1月2日~平成16年1月1日に生まれた方					45万円			3
	老人扶養 昭和2		昭和28	128年1年1日以前に生まれた方							38万円	3
	同居老親	親等扶養	老人扶	養親族の	族のうち、あなたやあなたの配偶者の(祖)父母等で同居している方 45万円						]	
	合計所得金額に応じて下表の控除額が適用されます。											
基礎控除	合計所得金額		2,400万円以下		2,400万円超 2,450万円以下		2,450万円 500万円以		2,500万円超			
	控除額		437.	万円 29万円		3	15万円		適用なし			
雑損控除		: ①(損害	金額-6	呆険金等に	家財に損失る こよる補塡額 こよる補塡額	頁) - (総所	得金額等0	の合計額×	10%)		余できます。	>
	すること	ができまっ	す。		する配偶者						れかを選	択し、控除
	① (支払った医療費 — 保険金等による補塡額) — ( 総所得金額等の合計額の5%の額と ) (上限200万円)											
医療費控除 ※明細書添付必須	2(	特定一般 スイッチ0	用医薬品 TC医薬品)	の購入	金額 一 保限	食金等に る補塡額				※特例	欄にチェ\	ック
X 73md = 13m 13 20 20	<b>※医療費</b> 税額を	療費控除をされる方は「医療費控除明細書」の添付が必須です。必ず作成した上で申告するようお願いします。 療費控除は支払った医療費を還付するものではありません。 額を計算する際の所得控除となります。市民税・県民税が非課税の方や均等割のみの方、医療費控除適用前の 得控除金額が所得金額より大きい方は、医療費控除を申告しても税金の減額や還付はありません。										
寄附金控除					具共同募金会 主民税額か					州や新潟県	・長岡市	が条例で
配当割額及び 株式等譲渡 所得割額					穿譲渡所得り 質から、5分							

## ●郵送での提出について

新型コロナウイルス感染症対策のため、郵送での提出にご協力お願いします。郵送で提出する際は、マイナンバーカード又は、通 知カード等の番号確認書類と運転免許証等の身元確認書類の写しを添付してください。また、申告内容確認のため、収入や所得の金 額がわかる書類や、各種控除に必要な証明書等の書類を同封してください。証明書や申告書、添付書類については、下記住所に送付

なお、添付書類の返送は原則行いません。原本が必要な方は、予め写しを同封してください。また、市の受付印を押印した申告書 の控えの返送を希望される方は、返信用封筒(宛先を記入し、所要額の切手が貼ってあるもの)を同封してください。

### お問い合わせ先

〒940-8501 新潟県長岡市大手通1丁目4番地10 長岡市役所 市民税課 TEL: 0258-39-2212



# 令和5年度(令和4年分)市民税・県民税申告の手引き

市民税・県民税申告が必要な方

※申告相談期間中は会場が大変混雑し、長時間お待ちいただくことがあります。 新型コロナウイルス感染症対策のため、郵送での提出にご協力をお願いします。

令和5年1月1日現在で長岡市内にお住まいの方

(ただし、以下の「市民税・県民税申告が不要な方」のいずれかに該当する場合を除きます。)

## 市民税・県民税申告が不要な方

- ①所得税の確定申告をする方
- (2)給与収入のみで勤務先から長岡市へ給与支払報告書の提出がある方 ※ 提出の有無は勤務先に確認してください。
- ③公的年金等の収入のみの方

## ◆昨年中に収入がなかった方・非課税所得のみであった方について

申告の義務はありませんが、国民健康保険料等の各種保険料や保育料といった各種制度の判 定に影響が出たり、所得・課税証明書の発行ができないといった支障をきたすことがあります ので、申告書の提出をお勧めします。

申告書記入の際は以下の手順で記入してください。

- ①住所、個人番号、氏名、生年月日、電話番号を記入する。
- ②所得金額「合計②欄」に「0」と記入する。
- ③所得から差し引かれる金額「基礎控除⑭欄」に「430,000」と記入する。
- ④所得から差し引かれる金額「合計筠欄」に「⑬から⑭」の合計額を記入する。
- ⑤所得から差し引かれる金額「合計38欄」に「38から②」の合計額を記入する。
- ⑥申告書左下の「★前年(令和4年)中に収入がなかった方はこの欄に記入してください。」 欄の当てはまる番号に○をつけて必要事項を記入する。

### ★前年(令和4年)中に収入がなかった方はこの欄に記入してください。

$\sim$											
記	1	右の者に扶養	(住所)								
7	1	されていた。	(氏名)		(統柄)						
^	2	遺族年金·障害年金·	貴族年金・障害年金・福祉年金等を受給していた。								
例	(3)	その他(理由及び生活	費の出所等について)	貯金で生活							
	_										

マイナンバーカードを使って、スマホ やパソコンからも申告ができるようにな なりました。

昨年中に収入がなかった方、非課税所得のみであった方

詳しくは市のホームページをご覧くだ さい。

<基礎控除のみの場合の記入例>

1	습 카	12 0
	社会保険料控除	(B
	小規模企業共済等 掛 金 控 除	(4)
	生命保険料控除	(6)
4	地震保険料控除	(6)
所得	寡婦、ひとり親控除	Û~: ®:
所得から差し引かれる金額	勤労学生・ 障害者控除	9~ Ø
差し	配偶者(特別)控除	a~ ∞
りか	扶 養 控 除	20
ねる	基 礎 控 除	430,000
報	⑬から@までの計	a 430,000
	雑 損 控 除	26
	医療費控除	<b>S</b>
	습 카	<b>430,000</b>

申告書や収支内訳書、

医療費控除の明細書等

は、市のホームページ

からダウンロード・印

刷が可能です。

## 申告時に必要なもの

- ①令和5年度(令和4年分)市民税・県民税申告書
- ②マイナンバーカード 又は 通知カード等の番号確認書類と運転免許証等の身元確認書類 ※ 申告書の「個人番号」欄については、記載がない場合も申告書として有効です。
- ③収入に関する証明書(給与又は公的年金等の源泉徴収票、個人年金の支払証明書等)
- ④営業、農業、不動産収入があった方は、作成済みの収支内訳書
- ⑤各種控除(社会保険料、生命保険料、地震保険料、寄附金等)に関する証明書や領収書
- ⑥医療費控除を受ける方は、作成済みの医療費控除明細書

※医療費通知(健康保険組合等が発行する書類)の額で申告する場合、医療費通知の添付が必要です。

## ●市民税・県民税の計算方法

市民税・県民税は「均等割」と「所得割」の合計額です。「均等割」は市民税3,500円、県民税1,500円で、「所得割」は前年中の所得 金額に応じて次の図式で計算します。分離課税分の計算方法については市民税課にお問い合わせください。



## ●非課税の範囲

- ①生活保護法の規定による生活扶助を受けている方
- ②障害者、寡婦、ひとり親、未成年で合計所得金額が135万円以下の方
- ③被扶養者(16歳未満の被扶養者を含む)の人数に応じて、所得金額が下記の基準金額以下の方

被扶養者人数	0人	1人	2人	3人	4人	被扶養者1人以上の場合の算式
均等割	415,000円	919,000円	1,234,000円	1,549,000円	1,864,000円	315,000円×(1+被扶養者人数)+289,000円
所得割	450,000円	1,120,000円	1,470,000円	1,820,000円	2,170,000円	350,000円×(1+被扶養者人数)+420,000円

## ●収入及び所得について(令和4年1月1日から令和4年12月31日までの分について計算してください。)

◎表中、ア~	~シ及び①~⑪は市民	税・県民税申告書の該当箇所です。						
営業等	製造業、卸売業、小売業、建設業、飲食店業、外交員、サービス業、私塾の経営などから生ずる所得 (ア 収入金額 – 必要経費 = ① 所得金額)							
農業	米、野菜、果樹など (イ 収入金額 – 必要	の栽培又は生産などから生ずる所得 経費=② 所得金額)						
不動産		により生ずる所得(受取小作料も該当します。) 経費=③ 所得金額)						
利 子	公社債や預貯金の利 (エ 収入金額=④ R	子等の所得(源泉徴収されているものを除く。) f得金額)						
配 当	法人から受ける剰余金の配当、公募証券投資信託等の収益の分配などの所得(上場株式分は源泉徴収により原則申告不要です) (オ 収入金額 - 元本取得のために要した負債の利子 = ⑤ 所得金額)							
給 与	給料、俸給、賃金などの所得 (カ 収入金額 – 給与所得控除額 = ⑥ 所得金額) 計算方法については、下記表1参照							
	公的年金等	国民年金、厚生年金、共済年金等の所得 (キ 収入金額 – 公的年金等控除額 = ⑦ 所得金額) 計算方法については、下記表 2 参照						
雑	業務	副業に係る収入のうち営利を目的とした継続的なもの (ク 収入金額 – 必要経費 = ⑧ 所得金額)						
	その他 他の所得に当てはまらない所得(個人年金など) (ケ収入金額 – 必要経費 = ⑨ 所得金額)							
総合譲渡	機械、車両、ゴルフ会員権等の資産の譲渡による所得 取得の日からの保有期間が5年以下の場合は短期譲渡所得、5年を超える場合は長期譲渡所得となります。 (収入金額-必要経費-特別控除(最高50万円) = コ,サ 所得金額) ※							
一 時		・解約による一時金、賞金や懸賞当せん金などの所得 費 - 特別控除(最高50万円) = シ 所得金額) ※						
\*/ W\ 人 E #B=☆/由	serve to the serve of the	的計争とかるのは 「ID 3 今類」以亜奴弗   特別协院/具立50天円)」の1/2の今類です						

※総合長期譲渡所得と一時所得の課税対象となるのは、「収入金額-必要経費-特別控除(最高50万円)」の1/2の金額です。 (サ + シ) × 1/2 + コ = ①

## 表1 給与所得の速算表

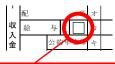
	給与等の収入金額の合計	-額 給与所得の3	給与所得の金額		給与等の収入金額の合計額		給与所得の金額		
	~ 550,9	99円 0	円	1,628,000円	~ 1,799,999	収入金額を「4」で	A×2.4+100,000円		
	551,000円 ~ 1,618,99	99円 給与収入-550,	,000円	1,800,000円	~ 3,599,999		A×2.8 - 80,000円		
	1,619,000円 ~ 1,619,99	99円 1,069,000	円	3 600 000⊞	~ 6.599.999₽	数を切り捨てる	A × 3.2 - 440.000円		
]	1,620,000円 ~ 1,621,99	99円 1,070,000	円	3,000,0001	0,333,333	(算出金額:A)	:		
	1,622,000円 ~ 1,623,99	99円 1,072,000	円	6,600,000円	~ 8,499,999円	収入金額×0.	9 - 1,100,000円		
	1,624,000円 ~ 1,627,99	99円 1,074,000	円	8,500,000円	以上	収入金額 -	1,950,000円		

## 表2 公的年金等に係る雑所得の速算表 < 所得金額 = A × B - C >

年齢区分	A 公的年金等の	B 割合	C 控除額 (公的年金以外の所得別)				
十即区刀	収入金額の合計額	D割口	1千万円以下	2千万円以下	2千万円超		
	~ 1,299,999円	100%	600,000円	500,000円	400,000円		
65歳未満の方	1,300,000円~ 4,099,999円	75%	275,000円	175,000円	75,000円		
昭和33年1月2日	4,100,000円~ 7,699,999円	85%	685,000円	585,000円	485,000円		
以後に生まれた方	7,700,000円~ 9,999,999円	95%	1,455,000円	1,355,000円	1,255,000円		
	10,000,000円 以上	100%	1,955,000円	1,855,000円	1,755,000円		
	~ 3,299,999円	100%	1,100,000円	1,000,000円	900,000円		
65歳以上の方	3,300,000円~ 4,099,999円	75%	275,000円	175,000円	75,000円		
昭和33年1月1日	4,100,000円~ 7,699,999円	85%	685,000円	585,000円	485,000円		
以前に生まれた方	7,700,000円~ 9,999,999円	95%	1,455,000円	1,355,000円	1,255,000円		
	10,000,000円 以上	100%	1,955,000円	1,855,000円	1,755,000円		

## ※所得金額調整控除について (注) 1、2ともに給与所得から控除

- 1 給与等の収入金額が850万円を超え、(1)~(3)のいずれかに該当する場合
  - (1) 特別障害者に該当する
  - (2) 年齢23歳未満の扶養親族を有する
- (3) 特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有する 控除額=(給与等の収入金額※-850万円)×10%
- ※給与等の収入金額が1,000万円を超える場合は、1,000万円が限度
- 2 給与所得と公的年金所得双方があり、合計額が10万円を超える場合 控除額=(給与所得※+公的年金所得※)-10万円
  - ※給与・年金ともそれぞれ10万円を超える場合は、それぞれ10万円が限度



## 下記区分番号を記入してください

- 1 左記1に該当する場合
- 2 左記2に該当する場合
- 3 左記1及び2に該当する場合

▶所得控除(アト	ī得から差し引7	かれる	る金額)及び税額控除(	枕額	から差し引た	いれる金額	••) ※ 小数	点以下切上	.げ
社会保険料控 除	前年中にあなたやあなたと生計を一にする配偶者やその他の親族の国民健康保険料、介護保険料、国民年金保高齢者医療保険料等を支払った場合は、全額を控除できます。 ※ ただし、配偶者やその他の親族の年金から差し引かれた社会保険料は、差し引かれた方の控除になります。								
、規模企業共済 等掛金控除			法に規定する共済契約の掛金 支払った場合は、全額を控除			見定する個人	型年金の加力	人者掛金及び	心身障害
	前年中に一定の生症 除できます。 ※月	ご計算した控	除額を控						
			旧生命保険料(一般)		旧個人年金保				
	支払った保険料	<b>A</b> (合	計) 円	В (1	<b>合計)</b>	円			
	A・Bの金額		控除額(最高35,000円)		控除額(最高35,0				
	~15,000円	Aσ		Bo	の金額	П			
	15,001円 ~40,000円		円 0.5+7,500円 円 0.25+17,500円	D B×0.5+7,500円 円 B×0.25+17,500円					
	40,001円~		円			円			
生命保険料			新生命保険料(一般)		新個人年金保	険料		護医療保険料	4
控除	支払った保険料	<b>E</b> (合	計) 円	F (1	<b>計</b> )	円	<b>G</b> (合計)		円
	E・F・Gの金額		控除額( <b>最高28,000円</b> )		控除額( <b>最高28,0</b>	000円)	控除	額(最高28,000	円)
	~12,000円	Eσ	金額	F	D金額	円	Gの金額		円
	12,001円	H E×	0.5 + 6,000円	F 3	< 0.5 + 6,000円		G×0.5+6,	000円	
	~32,000円		円	F:	× 0.25 + 14,000円	円	G×0.25+1		円
	32,001円~		円			円			円
	合計	K	+ 円(最高28,000円)	_:_	+ (最高28,000円)	THOUSE OF STREET	M		円
	※Cのみで28,000円を超える場合は C の金額 ※Dのみで28,000円を超える場合は Dの金額								
	▶生命保険料控除額 生命保険料控除額 (K+L+M) 円 (最高7万円)								
			払った場合は、下表の計算式					- t 100 to - t = 1 .	// L
	なお、保険契約の区分に地震保険料と旧長期損害保険料の両方がある場合、どちらか一方の保険料で控制 す。控除額が高くなる方で計算してください。								
	※所得税と住民税	では計	算方法が異なりますのでご注	注意く 一	ださい。				_
		A (4	地震保険料	┦┍			長期損害保	険料	
地震保険料	支払った保険料	A	P	3	支払った保険料	B (合計)		l	円
控除		地震保険料控除額(最高25,000円)			Bの金額		保険料控除額	頁(最高10,000円	9)
	Aの金額	C A	<0.5 F	ල් ~5,000円 <b>D</b> Bの金額				ļ	Ħ
					5,001円~	D B×0.5+2,50	00円		円
	▶地震保険料控	除額	地震保険料控除額 (C+	D)		円(最高	25,000円)		
	令和 4 年12月31日	現在、	あなたが下表に該当する場合	含、下	表の金額を控除で	できます。			
<b>克</b> 4		C/8 F00	該	当				控除額	
寡 婦 控 除   ひとり親控除	─ ₩ 算婦   · · · ·		)万円以下、離別かつ子以外 )万円以下かつ配偶者と死別			無は問わない		- 26万円	
O C / WILLIAM	. 1		万円以下かつ生計一の(総)					20.50	
	ひとり親 (婚姻歴の有無や性別は問わない) 30万円								
勤労学生控除			学生や生徒で、自己の勤労に 自己の勤労に基づかない所得				所得、雑所徇 6万円		つ合計所
	あなたやあなたの[	司一生	計配偶者や扶養親族が障害者	ずであ.	る場合、下表の金	盆額を控除で	きます。		
					当者			控除額	
障害者控除	障害者	l	障害者手帳3~6級、療育手 陰害老手帳1.2級 榛奈手					26万円	
	特別障害者		障害者手帳1・2級、療育手 障害者のうち、あなたやあな					53万円	- 0
	同居特別障害者 いずれかと同居している方								3